

## マイナンバーカードの交付が始まりました

町民税務課 戸籍係 ☎77-3911



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

芝山町でもマイナンバー（個人番号）カードの交付が始まりました。準備の整った方から順次ご連絡のお手紙をお送りしております。申請された方でまだお手紙が届かない場合は、今しばらくお待ちください。

また、マイナンバーカードのお受け取りには期限を設けてありますが、期限内に来庁できない方は戸籍係までご相談ください。

### 休日交付について

マイナンバーカードの交付を土・日曜日にも行います。平日に来庁が難しい方はぜひお越しください。

■開庁日 3月12日(土)、27日(日)

■受付時間 午前10時から午後3時

■受け取りに必要なもの

- ・マイナンバー通知カード（申請書から切り離れた、12桁のマイナンバーが記載されたもの）
- ・個人番号カード交付通知書（ご連絡に同封されたハガキ）
- ・写真付本人確認書類（運転免許証など）
- ・印鑑（ゴム印不可）

・住基カードをお持ちの方は個人番号カードと引き換えとなりますので必ずお持ちください。

※代理人による受け取りは本人が入院中などで来庁が困難な場合に限り、仕事で忙しいなどを理由に代理人への委任は行えません。この場合は医師の診断書などが必要となりますので、詳しくは戸籍係へご相談ください。

【注意】受け付けは個人番号カードに関するもののみです。証明書の発行などは行えませんのでご了承ください。必要書類がそろっていない場合は交付できませんのでご注意ください。

### 住所の登録はお済みですか？

住民基本台帳（住民票）は、町民であることを公的に証明するものです。住所の異動の際は期間内に届け出てください。また、住所異動や戸籍の届け出を行う際は、変更となる方全員の通知カード、マイナンバーカードまたは住基カードを戸籍係まで持参してください。戸籍係にて住所や氏名などの個人情報の変更（追記）を行います。

### 個人番号カードによる証明書コンビニ交付

マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスが開始されます。新たに住民票の記載事項証明書も交付可能となるほか、セーブオンでの交付も開始されます。証明書1通あたりの手数料も窓口に比べ50円安くなるなど、便利でお得な証明書コンビニ交付サービスをぜひご利用ください。

住基カードでのサービスも引き続きご利用いただけます。

【ご利用に必要なカードおよび手続き】

ご利用にはマイナンバーカードまたは住基カードが必要です。いずれも戸籍係にてお取り扱いしています。

カード種類	事前手続き
マイナンバーカード	利用者用電子証明書の登録
住基カード	コンビニ交付サービスの事前登録

※サービス開始日は、ホームページなどでお知らせいたします。

問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル  
0570-20-0178（無料）

平日午前9時30分～午後10時 土日祝午前9時30分～午後5時30分（年末年始12月29日～1月3日を除く）  
※通知カード、個人番号カードに関することや、その他マイナンバー制度に関することにお答えします。  
※音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。



## 国保の加入・脱退 届け出は14日以内に！

町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

新たに国民健康保険（以下、「国保」）に加入するときややめるときには、届け出が必要です。必ず事由が発生した日から14日以内に町民税務課国保年金係へ届け出てください。

○国保税は、加入の届け出をした日ではなく、資格を得た日までのさかのぼって納めなければなりません。  
○やめる届け出が遅れると、国保税を二重に支払ってしまうことがあります。

○社会保険に加入し、すぐにやめてしまっても届け出は必要です。社会保険に加入した後に、国保保険証での受診はできません。受診してしまった場合は、国保が負担した医療費を返還していただくこととなります。

どんなとき	届け出に必要なもの						
職場の保険をやめたとき	印鑑・職場の健康保険をやめた証明書（離職票など） 世帯主および国保に加入する方の個人番号が分かるもの						
職場の保険に加入したとき	印鑑・職場の保険証・国保の保険証 世帯主および国保をやめる方の個人番号が分かるもの						
そのほか	<table border="1"> <tr> <td>国保の被保険者が亡くなったとき</td> <td>保険証・喪主の印鑑・喪主の通帳葬儀の書類(会葬礼状または葬儀の領収書)</td> </tr> <tr> <td>住所・氏名などの変更があったとき</td> <td>印鑑・保険証</td> </tr> <tr> <td>他 保険証をなくしたとき</td> <td>印鑑・身分を証明するもの 世帯主およびなくした方の個人番号がわかるもの</td> </tr> </table>	国保の被保険者が亡くなったとき	保険証・喪主の印鑑・喪主の通帳葬儀の書類(会葬礼状または葬儀の領収書)	住所・氏名などの変更があったとき	印鑑・保険証	他 保険証をなくしたとき	印鑑・身分を証明するもの 世帯主およびなくした方の個人番号がわかるもの
国保の被保険者が亡くなったとき	保険証・喪主の印鑑・喪主の通帳葬儀の書類(会葬礼状または葬儀の領収書)						
住所・氏名などの変更があったとき	印鑑・保険証						
他 保険証をなくしたとき	印鑑・身分を証明するもの 世帯主およびなくした方の個人番号がわかるもの						



## 障害基礎年金 障害がある方をサポートします

町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

障害基礎年金は、年金加入者が病気やけがで障害を持ったときに受け取れる年金です。障害の程度などによって、受け取れる年金額は変わります。

### 支給要件

- ① 次の全ての条件を満たしたときに支給されます。
- ② 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
- ③ 国民年金加入期間
- ④ 20歳前または60歳以上65歳未満（国内に住んでいる方のみ）の年金未加入期間
- ⑤ ※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。
- ⑥ 障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が、障害認定日（初診日から1年6カ月経過した日、または1年6カ月以内の症状が固定した場合はその日）または20歳に達したときに、障害等級の1級または2級の状態になっていること。
- ⑦ ③初診日の前々月までに保険料を納めた期間、保険料の免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間の合計が、加入すべき期間の3分の2以上あるか、直

近1年間に保険料の未納がないこと。または20歳前に初診日がある場合。

### 受け取れる年金額

- 1級・・・975,100円
- 2級・・・780,100円
- 受給者に生計を維持されている子がいる場合は、加算があります。
- ※子とは、18歳になって最初の3月31日までの子、または20歳未満で1・2級の障害がある子
- ・1人目・2人目：各224,500円
- ・3人目以降：各74,800円

【注意】保険料の未納期間があると、障害になった場合でも受給できなくなる可能性があります。納付が難しいときは免除制度を利用できる場合がありますので、まずはご相談ください。

詳しいお問い合わせは

ねんきんダイヤル  
☎0570-051165